

# 杭を残して悔い残さず!!!



シリーズ地籍調査③

## 地籍調査の進め方（流れ）



一つの地区を概ね3年かけて行います。



### ①住民への説明会

調査に先立って、調査資料等の収集、住民周知を行います。



1・2年目

### ②一筆地調査

調査実施にあたり説明会を行い、土地所有者等の立会いにより、境界等の確認をします。



### ③地籍測量

地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を行います。

成果の認証（県）  
・承認（国）

3年目



### ⑥登記所への送付

登記所では、登記簿が修正され、地積図が備え付けられます。



### ⑤成果の閲覧・確認

地積簿と地積図の案を住民の皆さまに閲覧していただく、誤り等を訂正する機会を設けます。



### ④地積測定・ 地積図等作成

各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定します。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査担当 ☎82-1222

出典：地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)